

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争に付します。

2026年10月9日

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵政株式会社
上記会社代理人
東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵政建築株式会社
代表取締役社長 倉田 泰樹

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 東京通信病院診療棟空調設備更新等工事
- (2) 工事場所 東京都千代田区富士見2-14-23
- (3) 工事内容等
 - ア 工事内容 本工事は、空調設備の模様替工事である。
なお、付随する電気設備工事は本工事に含まれる。
 - イ 建物用途 病院、診療所
 - ウ 構造階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階、地下2階、塔屋2階
 - エ 延べ面積 約45,780㎡
- (4) 工 期 2029年3月8日まで
- (5) 本工事は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の非対象となる工事である。
- (6) 本工事は、入札に先立ち、競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び工事費見積書（以下「下見積書」という。）の提出を求める工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式適用工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けた者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、申込書及び資料提出期限日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	管	総合評定値	1,100点以上
事業所の所在地に関する要件	東京都内に建設業法上の本店、支店又は営業所を有すること。		
施工実績に関する要件	2016年度以降に元請け又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の受注者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。 ☐ 病床数300床以上の病院で実施した、1台当たりの冷房能力が400USRT以上の空調用熱源機器の増設又は更改を含む工事		
配置技術者に関する要件	求めない。		
その他	別紙入札説明書に示すとおりとする。		

3 入札担当部署

区 分	担当部署	電話番号	住 所
入 札	日本郵政建築(株) 東京支社 業務部 営業・契約担当	03-6633-7655 (業務部代表) 電子メール jpkentikutokyo-keiyaku.ii@jp-ae.jp	〒135-0016 東京都江東区東陽四丁目 11 番 38 号 JMFビル東陽町 01 5 階 日本郵政建築(株) 東京支社
工 事	日本郵政建築(株) 東京支社 設備部 空衛担当	050-3823-7807 (設備部代表) 電子メール jpyk.tokyo.setsubi.ii@jp-ae.jp	

4 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書等の 交付	2026年10月 9日(金) から 2026年10月23日(金) まで	日本郵政グループホームページ よりダウンロード(注3)
設計図書等の交付 (注1)(注2)	2026年10月 9日(金) から 2026年10月23日(金) まで	前記3の入札担当部署の(入札)
質問の受付	2026年10月 9日(金) から 2026年10月23日(金) まで (必着)	電子メール: jpkentikutokyo-keiyaku.ii@jp-ae.jp (wordのみ) 郵送: 前記3の入札担当部署の (入札) ※ 電子メール及び郵送はどちらも必須
申込書及び資料の 提出	2026年10月23日(金) まで (必着)	前記3の入札担当部署の(入札)
競争参加資格の 確認通知	2026年11月 4日(水) まで に通知(電子メール) ※ 資格がないとした者のみに通知 します。	
質問回答書の閲覧	2026年11月 5日(木) から 2026年12月10日(木) まで	日本郵政グループホームページ (注3)
下見積書の提出	2026年11月12日(木) まで (必着)	電子メール: jpyk.tokyo.setsubi.ii@jp-ae.jp 郵送: 前記3の入札担当部署の (工事) ※ 電子メール及び郵送はどちらも必須
入札書受付締切	2026年11月30日(月) まで に郵便局へ差出す(同日消印有効)	前記3の入札担当部署の(入札)
開札	2026年12月10日(木) 10時00分から	〒135-0016 東京都江東区東陽四丁目 11 番 38 号 JMFビル東陽町 01 5 階 日本郵政建築(株)東京支社 大会議室

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後17時(正午から午後1時の間を除く。)

(注2) 設計図書等とは、当該工事にかかる仕様書及び図面をいう。

(注3) 日本郵政グループホームページ アドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→調達情報→一般調達情報→
建設工事・設備運行・設備保守関係→入札公告→日本郵政株式会社→検索

5 競争参加資格の確認

本競争への参加を希望する者は、2に示す競争参加資格を有することを証明するため、申込書及び資料を4に示す期間に持参又は郵送により提出すること。

6 設計図書の交付等（貸与）

(1) 設計図書等の交付期間及び場所は、前記4に示すとおりとする。

なお、郵送（送料実費負担）を希望する者は交付場所へ連絡すること。

(2) 貸与された図面等は、入札書の提出期限までに、担当部署に持参又は郵送により必ず返却すること。

7 仕様書等に対する質問

現場説明書、仕様書及び図面等に対する質問がある場合は、質問書を書面により前記4に示す期間、場所に電子メール（word データのみ）及び郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、前記4に示す期間、閲覧に供する。

9 下見積書

前記4に示す期限までに、電子メール及び郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、期日までに下見積書を提出しないものは、入札への参加を認めない。

(1) 電子メール（メールアドレスは前記4に示すとおり）

エクセルデータおよびPDF（PDFについては記名押印済みのもの）

(2) 郵送

下見積書（原本）

10 入札

前記4に示す期限、場所に、初度及び再度の2回分の入札書を郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。

なお、入札書を郵便局において差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」記載の追跡番号等を「2026年11月30日（月）」までに前記3の入札担当部署の（入札）に電子メールにより送信すること。（入札参加の確認のため。）

詳細は入札者注意書による。

11 開札

(1) 前記4に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人の立会いにより行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、社員を立会わせて行う。

(2) 初度入札で落札者がいない場合は、直ちに再度入札書を開札することができる。

(3) 初度入札で落札した場合における再度入札書は破棄するものとする。

12 その他

(1) 契約の保証 要

(2) 工事請負請書の作成の要否 要

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

(5) 契約締結後の技術提案

詳細は入札説明書及び現場説明書による。

(6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 支払条件 契約書（案）及び現場説明書による。

(8) 火災保険付保の要否 要

入札説明書（建設工事）

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京都内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東整備局又は東京都から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。

(2) 削除

- (3) 反社会的勢力と認められる者でないこと。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (4) 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者でないこと。

ア 反社会的勢力が、経営を支配していると認められる関係

イ 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる関係

ウ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

オ その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

- (5) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者でないこと。

- (6) 本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先、委託先若しくはその他の契約の相手方が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者でないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用を毀損し、又は発注者の業務を妨害する行為

オ その他、前各号に準ずる行為

- (7) 次のア及びイに該当しない方であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立のあった者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

2 施工実績に関する要件について求められた場合

- (1) 施工実績に関する要件の詳細は以下のとおり。

ア 施工実績は完成、引渡しが済んでいるものに限る。

イ 施工実績は(7)から(9)の事項を満たすこと。

(7) 新築又は増築工事とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事であること。

(8) 模様替工事とは、内装に係る建築一式工事であること。

(9) 増築工事は、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。

(10) 模様替工事は、既存建物の模様替及び改修部分の対象面積が要件とした床面積以上であること。

(11) 複合用途の建物は、要件とした用途の部分が要件とした床面積（これに付随する共用部分を

含む)以上か、又は建物の延床面積が要件とした面積以上で、かつ、要件とした用途部分の面積が建物の過半を占めること(「これに付随する共用部分」とは、要件とした用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。))。

(カ) 複合構造の建物は、要件とした構造の部分が要件とした床面積以上であること。

(キ) 同一敷地内で複数棟の建物は、延床面積については複数棟の合計面積でよいものとし、構造については、主たる棟が要件とした構造を満たしていること。

(ク) 施工実績の建物にパーキングタワーなどの別棟機械式駐車場が含まれている場合は、延床面積には算入しない。

ウ 入札公告に建物と同種用途としての要件を示したときの「建物と同種用途」とは、別記に示すとおりとする。ただし、建物用途で工場・倉庫・車庫・サイロ・市場等の用途及び仮施設等簡易な用途の建物は除く。

(2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3 工事に係る設計業務等の受託者について

「資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに掲げる者をいう。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 当該受託の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 申込書及び資料の作成にあたっての留意事項

(1) 申込書は、【別紙1】により作成のこと。

(2) 資料は、次に従い作成すること。

ア 施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績及び営業所等の所在地を【別紙2】に記載すること。

イ 配置技術者

求めない。

ウ 契約書の写し等

ア及びイの内容を証明する書類は落札者とされた者に対して確認を行うため、契約に先立ち提出を求めることがある。

なお、アの施工実績が、模様替工事、複合用途・複合構造の建物である場合は、工事实績の内容確認を行うので(7)Cに示す書類を資料と併せて提出すること。

(7) 「別紙2」の記載内容が証明できる資料

A CORINSデータ(竣工時カルテ)がある場合は、その写し。

B Aのない場合は、契約書(注文書等)及び契約図書(新築又は増築工事の施工実績は、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事であることを確認できる設計図書)の写し又は発注者による施工証明書の写し。

また、共同企業体としての実績は、出資比率が証明できる協定書等の写し。

C ア又はイの実績において、上記2(1)イの(7)から(ク)に該当するもの又は建築用途が不明確なもの(工事名称から建築用途が類推できないもの)は、該当する延床面積等の実績が証明できる範囲等を示した設計図又は確認申請書・計画通知書(面積計算書を含む。)の写し。

D 分割発注実績は、各分割受注実績すべてを証明するア又はイに該当する書類の写し。

(イ) 削除

(ウ) 表明・確約書等

表明・確約書【別紙3】及び会社概況が分かる資料を提出すること。

5 競争参加資格要件の確認

競争参加資格の確認は、申込書の提出期限の最終日をもって行うものとし、その結果は競争参加資格がないと認めた者に対してのみ、2026年11月4日(水)までに通知する。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について書面(適宜様式)により、説明を求めることができる。

(2) 書面は、競争参加資格がないと通知のあった日から5日(土曜日、休日を含まない。)以内に入札公告の入札担当部署(入札)に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 契約責任者は、説明を求められた日から5日(土曜日、休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 設計図書等の交付

(1) 設計図書を貸与により交付する場合

設計図書等は入札公告に示す期間に入札担当部署（入札）において交付する。郵送（送料実費負担）を希望する者入札担当部署（入札）へ電子メールで送信すること。（電子メールの件名、メール文については、競争参加資格確認申込書等ファイルの「電子メール作成の注意点」を参照）

交付された設計図書等は入札書の提出期限までに交付元に郵送（送料実費負担）により必ず返却すること。

(2) その他

交付する設計図書には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便施設標準詳細図（部位別編及び窓口まわり・サイン編）及び郵便施設設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

8 設計図書等に対する質問について

(1) 現場説明書、図名及び仕様書等について質問がある場合は、現場説明書に示す質問書様式又は日本郵政グループホームページからダウンロードした質問書様式に記入の上、入札公告 4 に示す期間内に指定の場所に電子メール（word データのみ）及び郵送により提出すること。

(2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

なお、希望者には、質問回答書の写しを手交する。また、質問回答書の写しの送付を希望する者は、返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、一般書留速達郵便料金分の郵便切手を添付した長 3 号封筒を質問書に併せて提出すること。この場合、質問書の下部余白に「質問回答書（写）郵送希望」と明記すること。

9 下見積書の提出

(1) 競争参加の資格があると認められた者は入札書の提出に先立ち、電子メール及び郵送により下見積書を提出すること。

① 提出期限：入札公告 4 に示す提出期限（必着）

② 提出場所：郵 送 入札公告 3 の入札担当部署（工事）

電子メール 入札公告 4 に示すメールアドレス

③ 提出の方法：郵 送 下見積書の原本を郵送（書留郵便等で配達記録が残るものとし、提出期限までに必着とする。）により提出すること。

電子メール エクセルデータ及び PDF（PDF については記名押印済みのもの）を電子データにより提出すること。

(2) 作成方法

別紙「下見積書」により作成し、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載し代表者印を押印すること。

(3) 提出期限までに下見積書の提出しない者は、本入札に参加することができない。

(4) その他

① 下見積書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

② 下見積書は返却しない。

10 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）することとし、他の方法による入札は認めない。

(2) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数は、原則として 2 回を限度とする。

12 契約の保証

(1) 契約の保証

入札公告に示すとおりとする。契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とします。

(2) 申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約保証金の額は請負代金額の

10分の3以上とする。

13 入札の無効

入札公告において示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 契約締結後の技術提案を求める工事である場合

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札者注意書、請書（契約書）案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、競争参加（指名）停止を行うことがある。
- (3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申込書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告に示す入札担当部署（工事）へ照会することができる。

入札者注意書

入札者は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

- 第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 第2 入札者は、入札の際、主務の社員に入札参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出して主務の社員の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。
- 第3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に対する消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額に対する消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載するものとする。
- 第4 入札書は、別紙様式により作成してこれを封かんし、その封皮の表面に自己の氏名（法人にあっては、その名称）を記載し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。
- 2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。
 - (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。
 - (3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。
- 3 第1項及び第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書は受理しない。
- 4 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。
- 5 入札書に記載する日付は、入札書作成日又は入札書を郵便局へ差し出した日とする。
- 第5 入札者は、第4の規定により入札書を郵便局に差し出し契約責任者が受領し、又は持参して入札箱へ投函した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。
- 第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。
 - (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。
- 第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次の各号の一に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない者により提出された入札書
- (2) 中封筒がない入札書
- (3) 中封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示した開札日及び入札件名と一致しない入札書
- (4) 中封筒に入札の回数、開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書
- (5) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (6) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (7) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (8) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (9) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (10) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (11) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した入札書で、その訂正について押印のないもの
- (13) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (14) 明らかに連合によると認められる入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

第10の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第11 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。

3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、入札に関係のない社員にくじを引かせる。

5 落札者を決定したときは、入札者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、住所及び金額を書面で通知する。

6 第1本文の場合において、落札となる者がいないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

第13 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第14 次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

(1) 第 11 の規定により入札書の補正をしないとき

(2) 落札者が第 13 に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第 15 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。